

※土地改良区へ届出がありませんと元の組合員へ賦課が継続されてしまいます。変更があった場合、必ず提出してください。

※賦課は定款に基づき4月1日現在によるものです。4月1日以降の申請が反映されるのは次年度となります。

※住所変更・氏名変更等の変更も本用紙にて通知できます。

※賦課金の納付方法が口座振替の方は、ご登録口座の確認も併せてお願いします。

組合員資格得喪通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

群馬用土地改良区理事長 様

このたび、組合員資格が変更になりましたので土地改良法第43条第1項の規定に基づき下記により通知します。

1. 資格取得者 〇〇〇〇-〇〇〇〇 電話 (〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇)
(新組合員) 携帯 (- -)

今度組合員になる方

住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏名 群馬 太郎 印 認印で問題ありません。

生年月日 (大正・昭和・平成・令和) 〇〇年〇〇月〇〇日 性別 (男)・女

2. 資格喪失者
(現組合員)

組合員番号 分かる場合は記入してください。

もとの組合員の方

住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏名 群馬 花子 印 (亡くなっている場合、捺印不要)

3. 変更の対象土地

市町村	大字	字	地番	地積	地目	用途
〇〇市〇〇町	〇〇	〇〇	〇〇-〇	〇〇〇㎡	畑(例)	畑かん

4. 変更の原因及び時期

(1) 原因 1. 売買 2. 賃貸借 3. 使用賃借 4. 相続 5. 贈与
6. 経営移譲 7. その他(1~6にない場合、ご記入ください。)

(2) 時期 昭和・平成・令和 〇〇年〇〇月〇〇日
起因する日付を記入してください。

(3) 所有者名義 1. 新組合員と同名義 2. その他の名義 ()
土地の名義を変更する場合は該当するものを選択・記入してください。